

一般社団法人日本温泉科学会学会賞表彰規程

平成 29 年 6 月 10 日制定

- 第 1 条 本規程は、一般社団法人日本温泉科学会定款第 4 条第 5 号、6 号に基づく表彰に関して必要な事項を定める。
- 第 2 条 賞の名称は、「日本温泉科学会特別賞」（以下、特別賞という）、「日本温泉科学会功労賞」（以下、功労賞という）、「日本温泉科学会奨励賞」（以下、奨励賞という）、「第 XX 回日本温泉科学会ポスター賞」（以下ポスター賞という）とする。
- 第 3 条 日本温泉科学会学会賞選考委員会（以下、選考委員会という）は、通常会員による委員若干名で構成する。
- 2 選考委員会は、当該年度の最終理事会にポスター賞を除く各賞の最終候補者を書面または電磁的方法により提案する。
- 第 4 条 特別賞の候補者は、本会の通常会員、または名誉会員で、温泉科学の研究、普及発展に関して特に顕著な功績を有するものとする。
- 第 5 条 功労賞の候補者は、下記第 2、3、4 項のいずれかの条件を満たしているものとする。
- 2 20 年以上にわたり本学会の通常会員であり、下記 1)、2)、3) のいずれかの実績のあるもの。
- (1) 代議員歴（評議員歴）が通算 10 年以上のもの
- (2) 理事、監事、参与歴が 5 年以上のもの
- (3) 大会運営委員長経験者
- 3 通常会員歴または賛助会員歴・特別賛助会員歴が通算 30 年以上のもの
- 4 前項の規定にかかわらず、本学会に多大の功労があると理事会が認めたもの。
- 第 6 条 奨励賞の候補者は、会員歴 3 年以上の通常会員（学生会員歴を含む）であり、かつ当該年度の 4 月 1 日において 40 歳未満で、日本温泉科学会誌「温泉科学」に掲載された論文が極めて優れているものとする。
- 第 7 条 特別賞と奨励賞の候補者は、通常会員も推薦できる。推薦は通常会員 3 名により指定用紙に記載し、1 月 1 日から 1 月 31 日までに学会事務局に提出することとする。選考委員会は、通常会員により推薦された候補者と選考委員会で選考した候補者の中から選定を行う。その際、編集委員長に意見を求めることができる。
- 第 8 条 ポスター賞は、各大会のポスター発表において、学術的、視覚的に優れているものに授与する。
- 第 9 条 ポスター賞は、選考委員会と委員会より委嘱された審査委員（若干名）が審査を行い、受賞者を決定する。
- 第 10 条 特別賞、功労賞、奨励賞の表彰は、日本温泉科学会大会にて行う。ポスター賞の表彰は当該大会の懇親会場にて行う。
- 第 11 条 特別賞、奨励賞の受賞者は、原則として日本温泉科学会大会にて受賞講演を行う。
- 第 12 条 受賞者には賞状および副賞を授与する。
- 第 13 条 本規程の変更は、理事会の議決による。

付 則

本規程は、平成 29 年 4 月 5 日に遡って施行する。